森林づくり支援事業補助金交付要綱

　（趣旨）

第１　この要綱は、伐期を迎えた森林の伐採後の適正な更新と保全を図ることで、木材などの生産のほか、国土の保全、水源のかん養等の森林の多面的機能を総合的に発揮させるため、村内で森林づくり事業を実施する場合に要する経費について、予算の範囲内で、野田村補助金交付規則（昭和43年野田村規則第５号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより補助金を交付する。

　（補助金の交付対象事業）

第２　補助金の交付の対象となる事業は、森林整備補助金交付規則（昭和48年岩手県規則第73号。以下「県規則」という。）第２条第２項に規定する事業とする。

２　前項に規定する事業の種類、経費及びこれらに対する補助額は、別表第１のとおりとする。

　（事業実施主体）

第３　補助金の交付の対象となる事業実施主体（以下「事業実施主体」という。）は、県規則第２条第13項第１号に規定するものとする。

　（提出書類及び提出期日）

第４　規則に定める提出書類及び添付書類、様式、提出部数並びに提出期日は、別表第２のとおりとする。

　（申請の取下期日）

第５　規則第８条第１項に規定する取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受理した日から起算して15日以内とする。

　（変更の申請）

第６　規則第６条第１項第１号及び第２号に規定する変更は、次に掲げる変更とする。

⑴　事業費又は事業量の20パーセントを超える増減

⑵　事業区分の変更

　（書類の整備）

第７　事業実施主体は、事業に係わる収支を明らかにした書類を整備し、事業完了年度の翌年から起算して５年間保存しなければならない。

　（補則）

第８　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

別表第１（第２関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種類 | 交付対象経費 | 補助額 |
| 県規則第２条第２項第１号に規定する人工造林 | 　県が定める森林整備事業単価表における標準単価に実施面積を乗じた額のうち県が補助対象事業費と決定した額 | 交付対象経費に100分の80を乗じ、国・県補助金を控除した額以内の額 |
| 県規則第２条第２項第３号に規定する下刈り |

別表第２（第４関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 提出書類及び添付書類 | 様式 | 提出部数 | 提出期日 |
| 規則第４条の規定による書類 | 森林づくり支援事業補助金交付申請書１　事業計画書２　収支予算書３　県整備事業交付決定の写し４　その他村長が必要と認める　　　書類 | 第１号第２号第３号 | 各１部 | 別に定める |
| 規則第６条第１項第１号、第２号及び第３号の規定により承認を受ける場合の書類 | 森林づくり支援事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書１　事業計画書２　収支予算書３　その他村長が必要と認める書類 | 第４号第２号第３号 | 各１部 | 別に定める |
| 規則第13条第１項の規定による書類 | 森林づくり支援事業補助金交付請求書１　完了報告書２　事業実績書３　収支精算書４　県整備事業完了届の写し５　その他村長が必要と認める書類 | 第５号第６号第２号第３号 | 各１部 | 別に定める |